

愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事及び建設工事に関する調査、測量、設計業務(以下「県工事」という。)の契約に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第2条の規定に基づき等級別格付をされた者及び指名競争入札に参加する資格の認定を受けた者(以下「有資格業者」という。)に対する入札参加資格停止(一定の期間、一般競争入札にあつては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあつては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

2 知事が前項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第2条第6号の契約担当者をいう。以下同じ。)は、県工事の契約のため一般競争入札を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めてはならない。

3 知事が第1項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、契約担当者は、県工事の契約のため指名を行うに際し、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を指名してはならない。

4 契約担当者は、知事が第1項の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 知事は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき有資格業者であ

る下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せて行うものとする。

3 知事は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項の場合について準用する。

（入札参加資格停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格停止の期間の短期は、これらの表に規定する期間の短期の2倍（当該短期の2倍が36月を超える場合は36月）までの期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（当該入札参加資格停止期間中を含む。）に別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号又は第2号若しくは第3号の措置要件に該当して入札参加資格停止を受けた有資格業者が、入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2第1号又は第2号若しくは第3号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

く。)。

- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未滿の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。
- 5 知事は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、次条第2項の規定に基づく改善措置の報告を徴した場合で、改善措置が講じられたことを確認した場合は入札参加資格停止期間満了時に当該入札参加資格停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断した場合は、入札参加資格停止期間満了後も、改善措置が講じられるまでの間、入札参加資格停止を継続するものとする。
- 7 知事は、入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加資格停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。
- 8 知事は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。

（入札参加資格停止の通知）

第5条 知事は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行い、前条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、同条第8項の規定により入札参加資格停止を解除し、第10条第1項の規定により入札参加資格停止の措置を受けたもの

とみなし、又は同条第2項の規定により入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が、県工事に関するものであるときは必要に応じ改善措置の報告を、別表第2第4号(1)又は(6)から(10)までのいずれかの措置要件に該当し入札参加資格停止を行ったときは、入札参加資格停止期間の満了日の1月前までに暴力団との関係を断った旨の誓約書及び改善措置の報告を徴するものとする。

3 知事は、前条第6項の規定により入札参加資格停止を終了したとき又は入札参加資格停止を継続したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が県工事(工事に関与する製造の請負等を含む。)の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、工事に関与する製造の請負等に係る禁止の期間は、4月を超えないものとする。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第8条 知事は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

第9条 第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止又は前条の規定による警告又は注意の喚起の措置を受けた者は、当該措置について、公共工事における入札及び契約の過程並びに入札参加資格停止等に係る苦情処理手続要領(平成14年4月22日制定)に基づき、書面により苦情を申し立てることができる。

(入札参加資格停止措置の特例)

第10条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の期間中の有資格業者から、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該入札参加資格停止の期間中、入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

2 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による入札参加資格停止の措置を受けた有資格業者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づく公募の方法等（以下「公募等」という。）により県の選定（以下「選定」という。）を受けた場合において、当該公募等に係る入札参加資格の審査に係る申請書類の提出期限の日から当該選定を受けた日までの期間が当該入札参加資格停止の期間と重複するときは、知事は、当該有資格業者に対し、その重複する期間に相当する期間、入札参加資格停止を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

（愛媛県建設工事指名停止処分要綱の廃止）

2 愛媛県建設工事指名停止処分要綱（昭和46年6月25日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 廃止前の愛媛県建設工事指名停止処分要綱により行った処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成6年11月7日から施行する。

2 改正前の愛媛県建設工事指名停止処分要綱により行った処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成13年2月28日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の愛媛県建設工事指名停止処分要綱により行った処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の愛媛県建設工事指名停止措置要綱により行った措置、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の愛媛県建設工事指名停止措置要綱により行った措置、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の愛媛県建設工事指名停止措置要綱により行った措置、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(新要綱第10条の規定の適用)

- 2 改正後の愛媛県建設工事指名停止措置要綱第10条の規定は、この要綱の施行の日において指名停止の期間中の有資格業者から、同日前に合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者についても適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正前の愛媛県建設工事指名停止措置要綱の規定による指名停止は、

改正後の愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱の規定による入札参加資格停止とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係） 県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県工事の契約に係る競争入札において、有資格業者になろうとする者が提出する入札参加資格審査申請書又は入札参加資格確認申請書若しくは入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載（社会保険等に係る加入の有無の虚偽記載を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2月以上12月以内</p>
<p>(粗雑工事)</p> <p>2 次に掲げる工事の施工に当たり、工事（建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 故意による粗雑工事</p> <p>ア 県工事</p> <p>イ 県内における工事で県工事以外のもの（以下「一般工事」という。）</p> <p>(2) 過失による粗雑工事</p> <p>ア 県工事</p> <p>イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>4月以上24月以内 2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内 1月以上6月以内</p>
<p>(県工事に係る契約違反等)</p> <p>3 第2号に掲げる場合のほか、県工事の契約の締結又は履行に当たり、契約に違反（社会保険等未加入業者を下請負人とした場合を含む。）若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 県工事（軽微な損害を除く。）</p> <p>(2) 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上12月以内 1月以上6月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>5 次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 県工事</p> <p>(2) 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上8月以内 1月以上4月以内</p>

別表第2(第2条、第4条、第5条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 県職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>イ 有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>(2) 県内の県以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>16月以上30月以内</p> <p>14月以上24月以内</p> <p>16月以上36月以内</p> <p>14月以上30月以内</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>6月以上24月以内</p> <p>5月以上15月以内</p> <p>4月以上10月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 県工事</p> <p>(2) 県内における業務(県工事に関する場合を除く。)</p> <p>(3) 県外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>18月以上36月以内</p> <p>14月以上36月以内</p> <p>6月以上24月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 県工事</p> <p>(2) 県内(県工事の契約に関する場合を除く。)</p> <p>(3) 県外</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>14月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>4月以上24月以内</p>

<p>(暴力団関係者等)</p> <p>4 次の(1)から(12)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）であると認められるとき。</p> <p>(2) 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。</p> <p>(3) 有資格業者等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。</p> <p>(4) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。</p> <p>(5) 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。</p> <p>(6) 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。</p> <p>(7) 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。</p> <p>(8) 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上24月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>8月以上18月以内</p> <p>8月以上18月以内</p> <p>6月以上18月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p> <p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間</p>
---	--

<p>(9) 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(10) 有資格業者等が、排除条例第28条に基づき、公安委員会から公表されたとき。</p> <p>(11) 上記を除くほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。</p> <p>(12) 県工事の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、県への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間 6月以上12月以内 ただし、期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間 4月以上18月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>5 県工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反)</p> <p>6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 不法投棄 (2) 上記以外の廃棄物処理法違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 4月以上24月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。 (2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上18月以内 2月以上18月以内</p>